

## < 目 次 >

策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと役割	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象となる障害のある人（障害者）の定義	1
5 計画の推進体制と進行管理	1
<b>第1章 障害者施策に関する現状</b>	
1 本県の障害者の状況	2
2 障害者を取り巻く環境の変化	4
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	
1 基本理念	5
2 施策推進の基本的視点	5
3 施策体系	6
<b>第3章 主要施策の具体的推進方向</b>	
<b>I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現</b>	
1 障害理解と相互交流の促進 <b>重点施策</b>	7
2 差別の解消、権利擁護の推進	8
3 地域における福祉活動の充実	10
<b>II 自立生活を支える基盤整備</b>	
1 障害のある子どもへの支援の充実 <b>重点施策</b>	12
2 相談支援・連携体制の整備	15
3 生活支援体制の整備	16
4 保健・医療提供体制の充実	18
<b>III 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備</b>	
1 地域生活支援体制の充実 <b>重点施策</b>	20
2 福祉のまちづくりの推進	21
3 情報環境・意思疎通支援の充実	22
4 安全・安心の確保	23
<b>IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進</b>	
1 障害特性に応じた就労支援 <b>重点施策</b>	25
2 雇用の場の拡大	27
<b>V 個性と能力を發揮できる教育・社会参加</b>	
1 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興 <b>重点施策</b>	29
2 教育支援の充実	30
<b>&lt;関連指標&gt;</b>	32